入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年7月26日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　小部　春美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　76
⑵　購入等件名及び数量
所得税確定申告関係書類　のべ83,402,460部
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成23年12月８日（最終）
⑸　納入場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　入札は、入札説明書の区分ごとにそれぞれ入札に付することとし、入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の製造」であって、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者であって、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「物品の製造」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100－8978　東京都千代田区霞が関３－１－１　国税庁長官官房会計課調達担当　松田竜之介　電話03－3581－4161　内線3531
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成23年９月16日17時30分。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑷　開札の日時及び場所　平成23年９月20日13時30分　国税庁第５会議室
4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般入札に参加を希望する者は、当庁が交付する入札説明書で定める「製造能力一覧表」を提出し、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Harumi Kobe, Director, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 76
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Printed matter for Return of Income Tax etc 83,402,460 sets
⑷　Delivery period : by 8 December 2011 (Last)
⑸　Delivery place : Location specified by National Tax Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade "A, B or C manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by Organization in Kanto・Koushinetu area related to Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012.
④　have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　an eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a severe degradation, and who is sure to implement the contract.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 30　16 September 2011 in case of by mail ; 13 : 30　20 September 2011 in case of by hand
⑻　Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation
⑼　Contact point for thenotice : Ryunosuke Matsuda Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1—1 Kasumigaseki 3 chome Chiyoda-ku Tokyo, 100—8978 Japan TEL 03—3581—4161 ex. 3531

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年7月26日
支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長　木暮　康二
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名　震災復旧工事におけるアスベスト粉じん対策用防じんマスクの購入
⑶　仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成23年９月９日
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札は、１個当たりの単価及び希望個数単位にて行い、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。